

11月16日(水)を 「ノー残業デー」にしませんか?

福岡労働局では、福岡県内の企業・団体に「一斉ノー残業デー」の実施を呼びかけています。

「ノー残業デー」とは…

会社全体、あるいは部署ごとに、その日は残業をせず、定時（所定終業時刻）で、退社する日を設定することです。

無計画に仕事を進めていては、定時退社できるとは限りません。ノー残業デーを設定することで、計画的な仕事の進め方の習慣づけができます。

また、特定の方がノー残業デーでも定時退社できないことが多いならば、業務再配分などのきっかけになるかも知れません。



ノー残業デーは「働き方改革」の第一歩!

すべての人が健康に安心して働くことができる社会を実現するために、人材の確保・育成のためにも、効率的な働き方による時間外労働の削減等「働き方改革」が求められています。本年6月2日閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても“働き方改革は最大のチャレンジ”と盛り込まれています。

ノー残業デーを設定することにより“定時に終わるためにはどうしたらよいか”考えることが、働き方改革の第一歩となります。週に1回でも月に1回でも、業務を見直す機会ができると、普段の仕事も効率化が図れます。

福岡労働局では、昨年3月19日、福岡県、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会福岡県連合会と協同し「福岡『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択しています。

参照：福岡局HP「福岡『働き方改革』に向けた共同宣言が採択されました」

http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/cyowa-work/_120269.html

他社でやれて
いながら、
当社でも…

県内一斉の取組の目的は…



まだ、ノー残業デーを導入していない企業・団体には導入のきっかけづくりにしてください。

既にノー残業デーを導入している企業・団体では、その取組意義を再確認していただく機会としてください。

初心忘れるべからず!!



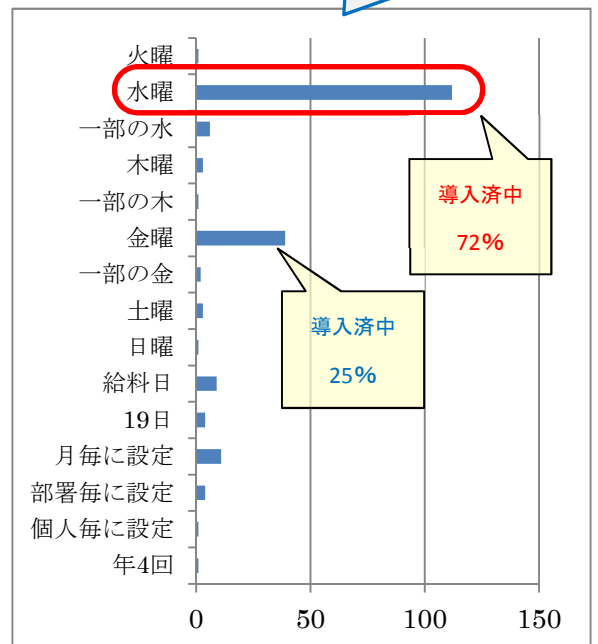
なぜ「11月16日」？

従来より福岡労働局では、『勤労感謝の日』のある11月に「ゆとり創造月間」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進期間」等種々の取組を行ってきました。平成26年11月1日に施行された過労死等防止対策推進法において、11月を過労死等防止啓発月間と規定されていることもあり、同年より「**過重労働解消キャンペーン期間**」と位置づけています。

その中で、ノー残業デーが最も多く導入されている水曜日を基本とし、月の半ばでもある11月16日（水）を「**県内一斉ノー残業デー**」の日としました。

平成27年ノー残業デーアンケート結果

ノー残業デーを導入している場合、どのように設定されていますか？

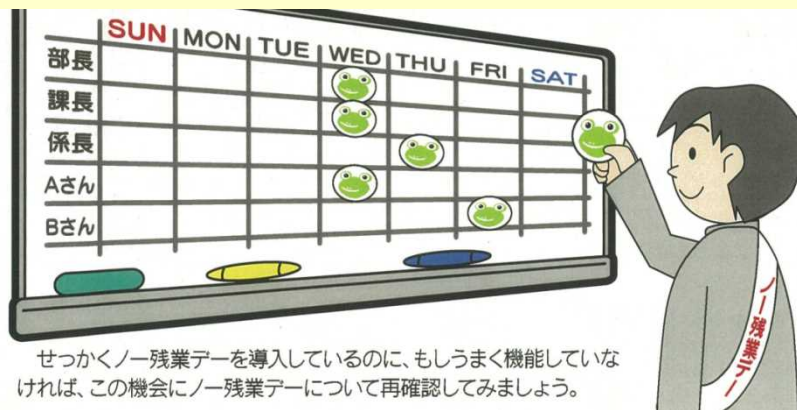


「一斉」は難しいのですが…

仕事の内容や社休日によっては、11月16日は実施困難な場合もあると思います。そのような場合は他の日で差支えないので、ノー残業デーを設定してください。

部署により仕事量の波のタイミングが異なり、全社一斉が難しい企業もございます。そのような場合には、部署ごとに曜日を変えるなどの方法により、ノー残業デーに取り組んでいただければと思います。

また、一部には、労働者個人ごとに設定しているところもあります。



せっかくノー残業デーを導入しているのに、もうまく機能していなければ、この機会にノー残業デーについて再確認してみましょう。

参考(リンク)

- ☆ [リーフレット](#) (裏面のアンケートにもご協力ください)
- ☆ [ワーク・ライフ・バランスについて](#)
- ☆ [働き方・休み方改善ポータルサイト](#)
- ☆ [専門家\(働き方・休み方改善コンサルタント\)による](#)

戸別訪問サービス

